

佐賀県規則第27号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(手数料の減免申請)</p> <p>第4条 条例第3条第2項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（<u>様式</u>）を知事に提出しなければならない。</p> <p>様式（第4条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="226 855 1099 898"><tr><td>略</td></tr></table>	略	<p>(手数料の減免申請)</p> <p>第4条 条例第3条第2項の規定により手数料の減免を受けようとする場合は、手数料減免申請書（<u>様式第1号</u>）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(手数料の還付申請)</p> <p>第5条 条例第4条第1項第2号の規定により手数料の還付を受けようとする場合は、<u>手数料還付申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1151 855 2024 898"><tr><td>略</td></tr></table> <p><u>注 災害を理由とする場合は、罹災証明書又は被災証明書を添付すること。</u></p>	略
略			
略			

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

手数料還付申請書

佐賀県手数料条例(平成12年佐賀県条例第3号)第4条第1項第2号の規定により、次のとおり手数料の還付を申請します。

手数料の名称	手数料の額	還付申請額	還付申請理由

注 災害を理由とする場合は、罹災証明書又は被災証明書を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。